

答弁書第一五七号

内閣参質一九三第一五七号

平成二十九年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊 達 忠 一 殿

参議院議員古賀之士君提出商工中金の業務改善計画に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(

O

参議院議員古賀之士君提出商工中金の業務改善計画に関する質問に対する答弁書

株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）が、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第五十九条及び株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十四条の規定による主務大臣の命令に基づき本年六月九日に主務大臣に提出した危機対応業務の要件に該当しない案件についての作業工程においては、当該案件について商工中金が他の貸出しへの振替等を行うこととされているが、政府としては、商工中金の不正行為の是正に伴ってその取引先に不利益が及ぶことを避けることは重要であり、これまでと同等の条件での貸出しを継続するためには、このような商工中金の対応は必要なのと考えている。

